解散公告

当社は、平成二十二年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

熊本市手取本町三番一四号

株式会社アプロ

代表清算人　中畑　昌利

解散公告

当社は、平成二十二年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

沖縄県中頭郡北中城村字島袋五六二番地一

株式会社前原建設

代表清算人　前原　信美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

北海道余市郡仁木町東町緑ヶ丘一一四番地

特定非営利活動法人フリースクールさとぽろ

清算人　宇野　冴美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

東京都墨田区太平一丁目一五番一六号

特定非営利活動法人エコ・ドリーム

清算人　小林麻里沙

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

神奈川県横須賀市森崎一丁目一三番一号プレジデントマンション一〇四

特定非営利活動法人さんふらわあ

清算人　今澤　織子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年四月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

京都市下京区中堂寺南町一三四京都府産業支援センター内

社団法人京都経営・技術研究会

代表清算人　片岡　宏二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目八四四番地三栄ビル一階

ＮＰＯ法人国際武道空手連盟逆真会館

清算人　品原　裕樹

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年四月二十三日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

千葉県野田市船形三〇四番地

野田市船形土地区画整理組合

代表清算人　野口　義雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年二月二十三日付東京都告示第百七十六号により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

東京都中央区日本橋一丁目一三番一号株式会社新日鉄都市開発内

金王町住宅マンション建替組合

清算人　司馬　純詩

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年四月二十八日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

石川県金沢市上安原二丁目二六四番地

金沢市安原中央土地区画整理組合

清算人代表　西田　正雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

三重県鈴鹿市石薬師町一〇九四

特定非営利活動法人みえ有機資源循環環境改善協議会　代表清算人　熊沢　毅

解散公告（第二回）

当ＮＰＯ法人は、平成二十二年四月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当ＮＰＯ法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

兵庫県神戸市長田区大橋町五丁目二番一―八〇一

特定非営利活動法人全国解離性障害友の会

清算人　松下　美穂

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月十五日総代及び責任役員の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

兵庫県姫路市下寺町一三番地

洗心教大岩教会

清算人　植田栄三郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月二十七日開催の理事会及び評議員会の決議並びに平成二十二年二月十二日付長崎県知事の認可により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

長崎市曙町二八番四二号

学校法人長崎聖カタリナ学園

代表清算人　亀田　京子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

北海道釧路市北大通二丁目七番

特定非営利活動法人プロジェクトくしろ

清算人　北川　裕士

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日

札幌市西区山の手六条二丁目一番地一はぴねの手内

特定非営利活動法人ノースシーズ

清算人　守谷　脩